告示

○総務省告示第三百九十七号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十四日から施行する。

平成二十七年十一月十七日

総務大臣　山本　早苗

表石川行政評価事務所総務課の項中「石川県金沢市広坂二丁目二番六〇号　金沢広坂合同庁舎」を「石川県金沢市西念三丁目四番一号　金沢駅西合同庁舎」に改める。

○総務省告示第三百九十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることを定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十四日から施行する。

平成二十七年十一月十七日

総務大臣　山本　早苗

表石川行政評価事務所の項中「石川県金沢市広坂二丁目二番六〇号　金沢広坂合同庁舎」を「石川県金沢市西念三丁目四番一号　金沢駅西合同庁舎」に改める。

○総務省告示第三百九十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることを指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十四日から施行する。

平成二十七年十一月十七日

総務大臣　山本　早苗

表石川行政評価事務所の項中「石川県金沢市広坂二丁目二番六〇号　金沢広坂合同庁舎」を「石川県金沢市西念三丁目四番一号　金沢駅西合同庁舎」に改める。

○法務省告示第五百六十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）及びこれらに基づく命令に基づき、在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成二十三年法務省告示第五百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十七日

法務大臣　岩城　光英

別表第二のe4ebの項の次に次のように加える。

e4ec	詠
e4ec	7d61
8a7a	

別表第四の二のe4ebの項の次に次のように加える。

○外務省告示第四百七号

次に掲げる各国の政府は、昭和五十五年十月十日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰ及びⅢに拘束されることに同意する旨を通告した。

カザフスタン共和国	平成二十一年七月八日
カタール国	平成二十一年十一月十六日
アンティグア・バーブーダ	平成二十二年八月二十三日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年十二月六日
クウェート国	平成二十五年五月二十四日
グレナダ	平成二十六年十二月十日
アルジェリア民主人民共和国	平成二十七年五月六日

よって、同条約並びにその議定書Ⅰ及びⅢは、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

カザフスタン共和国	平成二十二年一月八日
カタール国	平成二十二年五月十六日
アンティグア・バーブーダ	平成二十三年二月二十三日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十五年十一月二十四日
クウェート国	平成二十六年六月十日
グレナダ	平成二十七年六月十日
アルジェリア民主人民共和国	平成二十七年十一月六日

（平成二十一年七月九日付け、同年十一月二十日付け、平成二十二年八月二十三日付け、同年十二月七日付け、平成二十五年七月三日付け、平成二十六年十二月十日付け及び平成二十七年五月十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年十一月十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第四百八号

ブルンジ共和国政府は、昭和五十五年十月十日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の加入書を平成二十四年七月十三日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅱに拘束されることに同意する旨を通告した。

よって、同条約及びその議定書Ⅱは、平成二十五年一月十三日にブルンジ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年七月十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年十一月十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第四百四十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（アイオワ州、ウィスコンシン州、サウスダコタ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ミズーリ州及びミネソタ州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アイオワ州、ウィスコンシン州、サウスダコタ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ペンシルベニア州、ミシガン州、ミズーリ州及びミネソタ州を除く。）」に、「ウズベキスタン」を「ウズベキスタン　英国」に改める。

○農林水産省告示第二千五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大字鶴河内字北向五六九の一・五七〇の一・字仮屋九〇〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　千葉県八街市滝台字滝台三三一の三・字板橋八一三の四・字丹尾台一三二〇の二（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第二千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県角田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。